

書類の作成に当たっての注意点

【土地及び立木所有者一覧について】

- 申込山林の土地及び立木の所有者が1筆につき1名の場合には、土地登記簿を基に「土地及び立木所有者一覧【単独筆用】」を作成してください。
- 申込山林が共有土地の場合には、土地登記簿を基に1筆ごとに「土地及び立木所有者一覧【複数名の共有筆用】」を作成してください。

【隣接土地所有者一覧について】

- 所有山林の公団等から申込山林に隣接している土地の地番を確認し、その地番の所有者を土地登記簿や登記事項要約書などにより、確認できる範囲で「隣接土地所有者一覧」に記載してください。

なお、作成に当たっては、水道局がお手伝いいたしますので、文末の相談窓口へお問合わせください。

【山林位置図について】

- 様式・縮尺は任意です。申込山林の位置が特定できる目標物等が入った地図を作成してください。

また、作成に当たりご不明な点は文末の相談窓口へお問合わせください。

【委任状（森林簿・森林計画図の取得）について】

- 森林簿・森林計画図は、水道局が所有者に代わって取得いたしますので、水道局が代理で取得するための委任状を提出していただきます。

ご自身で取得する場合は、取得した森林簿・森林計画図を買取申込書に添付していただき、委任状の提出は不要です。

また、取得方法を知りたい場合は、文末の相談窓口へお問合わせください。

【委任状（代理人等により申込などの手続きを進める場合）について】

- 申込みや現地立会など、水道局との手続きについて、代表者や代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。ただし、所有者が一名かつ所有者本人が全てを行う場合は、委任状の提出は不要です。
- 売買契約の締結、代金の収受、権利の移転について、別途売買契約締結前に確認させていただきます。

【その他の必要書類について】

- 購入手続きを進めるために、必要に応じて水道局から追加で書類の提出等を依頼することがあります。
- 現況実測図・地積測量図等の参考資料がある場合は、添付してください。
- 申込者が未成年などの理由により、申込者としての当事者能力を有することを確認できる書類が必要な場合には、その写しを申込書に添付していただきます。

なお、原本は後日確認させていただきます。

(例：親権を証する書面、破産管財人選任証書、裁判所の審判・判決・和解調定書等)

【相続人による申込みについて】

相続人が所有者として登記されていない場合でも、下記（１）、（２）のとおり書類を作成することにより、お申込みいただくことができます。ただし、当局との売買契約の締結前までに相続登記の手続を完了させてください。

なお、相続登記の方法について相談をお受けします。

さらに、相続に関わる権利者を特定するための調査についてお手伝いいたします。

（１）相続人による申込みの場合

作成年月日を記載した相続関係図に作成者が記名押印し、法定相続人全員でお申込みいただくことができます。

なお、申込み時に相続を証する書面として、下記①、②を添付してください。

①被相続人から始まる戸籍謄本等

（被相続人と法定相続人全員の関係が確認できる戸籍謄本一式）

②法定相続人全員の本籍記載の住民票

（２）遺産分割協議が終了し相続人が確定している場合

確定している相続人名でお申込みいただくことができます。

なお、申込み時に遺産分割協議が終了していることを証する書面として、下記①～③を添付してください。

①遺産分割協議書の写し

②被相続人から始まる戸籍謄本等

（被相続人と相続人の関係が確認できる戸籍謄本一式）

③相続人の本籍記載の住民票

個別の事情により、必要書類や処理が異なりますので、ご不明な点は文末の相談窓口へお問合せください。

【証明書類について】

○ 必要な証明書類の取得先は下表のとおりです。

○ 印鑑証明書、法人登記簿（履歴事項全部証明書）、土地登記簿（全部事項証明書）、戸籍謄本などは、発行後３か月以内のものを添付してください。

なお、登記情報提供サービスを用いて取得した書類は、登記官の認証が付されていないので不可とします。

○ 地図は、登記所備付けの地図（公図などの写し）を添付してください。

【主な証明書類等の取得先】

証明書類等の名称	山林所在地	取得できる場所
○印鑑登録証明書		お住まいの区市町村役場
○土地登記簿 （全部事項証明書）	奥多摩町	東京法務局 西多摩支局
	小菅村 丹波山村	甲府地方法務局 大月支局
○登記所備付けの地図		
○登記事項要約書	甲州市	甲府地方法務局

【相談窓口】

東京都水道局 水源管理事務所 管理課 施設管理担当

電話 0428-21-3894（代表） 又は 0428-21-3907（直通）